

令和2年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年7月9日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和2年7月9日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議題〉

1 議案

第47号議案

東京都特別支援教育推進計画(第二期)の計画期間の変更について

2 報告事項

(1) 令和2年度東京都教科用図書選定審議会(第4回)の答申について

～教科書調査研究資料及び令和3年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～

(2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	藤田 裕 司
委員	遠藤 勝 裕
委員	山口 香
委員	宮崎 緑
委員	秋山 千枝子
委員	北村 友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田 裕 司
次長	小池 潔
教育監	宇田 剛
総務部長	安部 典子
指導部長	増田 正弘
人事部長	浅野 直樹
特別支援教育推進担当部長	高木 敦子
教育政策担当部長	小原 昌
（書記）総務部教育政策課長	秋田 一樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和2年第13回定例会を開会いたします。

本日は、共同通信社ほか2社からの取材と、7名の傍聴の申込みがございました。

これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室をお願いいたします。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象になりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。御了承願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮崎委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 5月28日の第10回定例会議事録及び6月11日の第11回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、5月28日の第10回定例会議事録及び6月11日の第11回定例会議事録につきましては御承認をいただきました。

前回、6月25日の第12回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち報告事項（2）につきましては人事に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますがよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。それではただいまの件につきましてはそのようにさせていただきます。

議 案

第 47 号議案

東京都特別支援教育推進計画(第二期)の計画期間の変更について

【教育長】 それでは、第 47 号議案、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)の計画期間の変更について」の御説明を、特別支援教育推進担当部長からお願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 第 47 号議案「東京都特別支援教育推進計画(第二期)の計画期間の変更について」御説明をさせていただきます。

第 47 号議案資料の 1 ページを御覧ください。

「1 計画の概要」でございますが、都が平成 29 年 2 月に策定した「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間の計画であり、現在は、この第一次実施計画に基づき、特別支援教育の充実に向けた事業に取り組んでいるところでございます。

資料の 2 ページを御覧ください。都は、国に先駆けて、平成 16 年に、「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、13 年間、3 次にわたる実施計画により、特別支援教育を計画的に推進するための取組を実施してきました。

この計画に基づく取組により、知的障害特別支援学校の企業就労率の上昇や普通教室数の増加などの成果を挙げております。

その後、特別支援教育の更なる充実及び障害者や東京都を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、引き続く計画として、平成 29 年 2 月に、「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を策定し、資料の下段右側に記載しておりますとおり、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成することを、基本理念としております。

この基本理念を実現するため、四つの方向性による取組を実施するとともに、方向性ごとに、目指す将来像と政策目標を掲げているものでございます。

左側の計画期間の図にありますように、今年度は、第一次実施計画の 4 年目に当たり、これまで知的障害特別支援学校職能開発科の設置や、小学校や中学校における特別支援教室の導入などの、様々な取組を実施しているところでございます。

本来であれば、今年度は、第一次実施計画の最終年度であり、引き続き第二次実施計画を策定する年度となっております。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。

「2 計画期間の変更理由」についてでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策が急務となる中、各学校では、幼児・児童・生徒の安全、安心の確保のため、感染症予防策に徹底して取り組む必要があります。今年度、計画に記載する調査研究などの事業につきまして、様々な検証活動を行うことが難しい状況でございます。

このため、第一次実施計画の期間を、令和3年度まで1年延長するとともに、長期計画の計画期間も1年延長することといたします。

「3 具体的な変更内容」でございますが、表に記載のとおり変更いたします。

第一次実施計画の計画期間を1年延長することに伴い、第二次実施計画は、令和3年度に策定することとし、計画期間を令和4年度から令和6年度までの3年間といたします。

また、第三次実施計画は、令和6年度に策定することとし、計画期間を令和7年度から令和9年度までの3年間といたします。

なお、長期計画が11年間に延長されることから、10年後に目指すべきものとして掲げている政策目標につきましては、第二次実施計画を策定する際に更新を行います。

また、最後の、「4 事業の着実な推進」に記載のとおり、第一次実施計画に記載する事業をはじめとして、医療的ケアなど、幼児・児童・生徒の教育環境を充実するために必要な事業につきましては、引き続き、着実に推進してまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願い申し上げます。

【北村委員】 ありがとうございます。

今の状況を考えますと、計画を延長するというのは、これはもう仕方がないことかと思っております。

その意味では、次の計画を練り上げる時間というものが、逆に言えばできましたので、更に、今起こっている問題をどういうふうにしたら改善できるのか、より考えていただければなと思っております。

三つほどあるのですが、特別支援学校を今まで幾つか訪問させていただいて、施設が老朽化していたりとかいう学校もありますので、施設面での改善充実や快適に子供たちが学べる場を造っていただきたいと思いますので、特別支援学校だけというわけにはいかない部分があるとは思いますが、改善していただきたいというのが一つです。

それから、これを今拝見すると、スクールバスの平均乗車時間が、かつてよりは短くなっていて、改善されていると思います。しかし、それでも、60分という結構な時間に乗っているのは、もちろん、予算との兼ね合いもあり、学校の数も限りがありますが、今新しい学校を造ったりしていますので、今後改善されるようになるのかなと思いますが、バスを増やすとか、余り通学に負担をかけなくてもよいように、通学に平均で60分もバスに乗っているということは、もっと長く乗っている子もいるということだと思いますので、こういったところも、どのように改善できるのか、御検討いただければと思います。

三つ目は、先生方についてです。最近では、特別支援のトレーニングを受けた先生方が増えていると思います。特別支援学校だけではなく、それ以外の学校の先生方も、特別支援でいろいろ考えられているようなこと、これからインクルーシブ教育などを進める中で、いろいろ障害をお持ちになる生徒さんとかを受け入れる教室も増えてくるかと思っています。

そういった場合に対応するために、例えば、人事交流を、特別支援学校とそれ以外の学校の間で活発化したりとか、特別支援教育については、教員の先生方のトレーニングの中にどのぐらい入っているのか、ちょっと存じ上げないのですが、理解していただくような努力をすとか、そういった形で、特別支援教育に必ずしも携わる先生だけではなく、東京都の全ての先生方が、この分野について理解を深めるようなことも含めて、更なる充実を御検討いただければと思っております。

【特別支援教育推進担当部長】 施設的环境面につきましては、今後も引き続き、施設整備計画にのっとりまして、着実に進めてまいりたいと思います。

それから、2点目のスクールバスにつきましては、平均60分というふうに書いてございますが、令和元年度の時点で、平均56分まで短縮しております。引き続き、コースの工夫ですとか、小型化による車の増加を図るなどの工夫をしてまいりたいと思います。

それから、小中学校を含めた、教員の専門性の向上ということですが、こちらは、非常に重要なことであると認識しております。

今後も、異校種間人事交流を促進するとともに、職層別の研修などでも、特別支援教育

を取り上げておりますので、全ての教員が専門性を向上できるようにしてまいりたいと思います。

小中学校につきましては、特別支援学校のセンター的機能を活用いたしまして、専門性を向上させるなどの支援をしていきたいと思っております。

【秋山委員】 2月の総合教育会議で、特別支援教育の在り方の議論、それから、インクルーシブ教育の在り方の議論が始まったところだと思いますので、それも踏まえ、また、今回、コロナのことでオンラインという活用もされていると思います。

そこで、新たに調査研究をしっかりとやっていただいて、計画を立てていただいた方がいいかと思っております。

【特別支援教育推進担当部長】 インクルーシブ教育について、総合教育会議でも御議論いただいているわけですが、今後の特別支援教育を進める上では、なくてはならない重要な視点であると考えております。

そこで、それらの議論の状況も踏まえ、かつ、コロナ後の特別支援教育の在り方の変容も含めまして、第二次実施計画につきましては策定してまいります。

【遠藤委員】 この第二次計画は、もともと令和2年度に策定する計画であったわけですよ。それが1年間延びるということですが、その理由が、調査研究等が十分できないからということですが、延びることによって、ある程度計画していた、第二次計画に何か変更点があるのか。あるいは、延長することによって、プラスの面、あるいはマイナスの面が何かあるのか。

もしマイナスの面があるとすれば、それをどうやって克服するといえますか、サポートしていくのか。その辺、何か考えがあれば教えてください。

【特別支援教育推進担当部長】 コロナ禍にありましても、医療的ケアの充実など、幼児・児童・生徒への教育機会の確保をするために必要な事業ですとか、ICT機器の活用など、取組を加速するべき事業につきましては、着実に推進してまいります。

その上で、第二次実施計画を策定するに当たりましては、先ほども申し上げましたが、コロナ後の特別支援教育の在り方の変容や、また、文部科学省が行っている「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の議論の取りまとめなどを踏まえていきたいと考えてございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかに御意見がございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

(1) 令和2年度東京都教科用図書選定審議会(第4回)の答申について

～教科書調査研究資料及び令和3年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～

【教育長】 次に、報告事項(1)「令和2年度東京都教科用図書選定審議会(第4回)の答申について」の説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 よろしくお願いいたします。

まず、報告資料(1)の3ページの1、参考資料1の図を御覧ください。

義務教育諸学校の教科書採択に当たりましては、東京都教科用図書選定審議会の意見を聞いて業務を進めておりますが、今回は、図の網掛け部分、「調査研究資料」についてと、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、審議会に諮問し、答申をいただきましたので、御報告をいたします。

4ページの参考資料2の上段の表を御覧ください。今年度の教科書採択について御説明申し上げます。

小学校用教科書は、昨年度、全ての教科の教科書を新たに採択していただきました。義務教育諸学校の教科書は、法律により、通常4年間、同一の教科書を採択することになっておりますので、都立特別支援学校小学部につきましては、昨年度と同一の教科書を採択していただくこととなります。

中学校用教科書につきましては、表の採択の欄に黒丸の印がありますとおり、来年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、都立中学校、都立中等教育学校前期課程及び都立特別支援学校中学部で使用する教科書について、全教科を新たに採択していただくこととなります。

また、一番下の行にあります、都立の知的障害特別支援学校で使用する絵本などの一般図書につきましても、採択していただくことになります。

1 ページにお戻りいただきまして、6月30日の審議会で頂いた答申でございますが、1の「令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」や、2の「令和3～6年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料」は、調査研究資料として適切である。

また、3でお示ししている「教科書採択資料」は、来年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切である。

このため、4において、都教育委員会は、これらの資料とともに、既に答申し、前回の教育委員会で報告いたしました、「令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）」等を採択に当たっての資料とし、都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。

以上のような内容でございます。

2ページに、これらの資料の概要を記してございますが、大きく分けて、1の調査研究資料と、2の採択資料がございます。

1の(1)の「令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」は、机前にお配りしている冊子、資料No.1でございますが、こちらは、前回の定例会で報告いたしました、「令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）」を踏まえつつ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の特徴や違いが簡潔明瞭に分かるよう調査研究を行い、まとめた資料でございます。

また、(2)の「令和3～6年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料」は、お配りしている冊子、資料No.2でございますが、先ほど申し上げた「教科書調査研究資料（中学校）」を踏まえつつ、生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究を行い、まとめた資料でございます。

2の「教科書採択資料」につきましては、今後、都教育委員会において採択をしていただく教科書に関し、その種類や採択方法ごとに分けて作成した資料についてお示ししております。こちらは、お配りしている冊子、資料No.3、4、5となります。

以上の資料につきまして、抜粋版をデータで御用意いたしましたので、タブレットで御説明をさせていただきます。

まず、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の調査研究資料について御説明をいたします。

参考資料3の「令和3～6年度使用教科書調査研究資料調査研究項目一覧（都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）」を御覧ください。

都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）では、中高一貫教育を通して、子供の総合的な学力を培うこと、個の確立を図り、個性と創造性を伸ばすこと、社会的な役割についての認識を深め、国際社会に生き、将来の日本を担う人間として求められる資質を育てることなどを狙いとして、理数教育に重点を置いたり、国際理解教育に力を入れたりするなど、それぞれの学校で特色化を図っております。

こうしたことから、各学校で使用する教科書が、それぞれの特色や、教科等における指導の展開に対応したものとなるよう、各学校の学校経営計画、教育課程編成の基本方針や、各教科における学習指導の展開を参考に調査項目を設定し、一覧表に示したのがこちらになります。

例えば、「社会（公民的分野）」の桜修館中等教育学校（前期課程）の欄を御覧ください。

中高一貫教育校の特色を踏まえて設定した三つの調査研究項目の中から、桜修館中等教育学校の特色を踏まえ、下の二つの項目について調査研究を行っております。

お配りしている冊子、資料No.1の99ページが、桜修館中等教育学校の調査研究資料でございます。

2の「教育課程編成の基本方針」の(1)において、「国際社会を担う生徒を育成する」とされていること。また、その下の「社会（公民的分野）における学習指導の展開」の(2)において、「地球環境の保全などに向け、国際社会に貢献できる資質を養う」とされていることから、3の「内容」の表でお示ししておりますとおり、「国際社会の諸課題を学習課題として扱っている箇所数」を、調査研究の対象としております。

その結果が、次の100ページになります。このように、教科ごとに10枚ずつの調査研究を行っております。

続きまして、採択資料について御説明をいたします。

ただ今説明いたしました調査研究資料から、都教育委員会が実際に教科書を採択する際に使用する資料として、必要な項目を分かりやすくまとめたものが、お配りしている冊子、資料ナンバーの3、「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）教科書採択資料」になります。

資料No.3の53ページが、桜修館中等教育学校の採択資料の「公民」のページになります。

上段の太線の上の2行が、中高一貫教育校の各校の特色を踏まえて調査研究した項目についての記載でございます。

また、その下の中段には、前回の第12回定例会で御報告しました、「教科書調査研究資料（中学校）」で調査研究しました、中学校の学習指導要領に基づいて設定されている調査項目の中から、都立中高一貫教育校の10校に合った調査項目として適切なものを選定し、各教科書の比較がしやすいよう、該当する教材の数などを一覧にまとめております。

採択資料の下段には、構成上の工夫について記載しております。

また、それぞれ取り上げられている教材の数を数字で示すとともに、その数の大小を4段階の白い星印で視覚的に表示をし、教科書を比較しやすいようにしております。

調査項目の二つ目の、「国際社会の諸課題を学習課題として扱っている教材」の具体的な事例について、教科書を用いてお示しをさせていただきます。

こちらが教科書の該当ページになります。ここでは、森林の伐採による砂漠化の拡大や、大気汚染、地球温暖化の進行などの環境問題について、原因や対策が本文とグラフ等で示されております。

もう一つの例を御紹介させていただきます。

再度、参考資料3を御覧ください。「音楽（一般）」の、都立両国高等学校附属中学校についてでございます。

調査項目の一つ目は、「我が国や郷土の伝統音楽を扱っている教材」でございます。

資料No.1「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」の185ページを御覧ください。

都立両国高等学校附属中学校における音楽（一般）の調査研究項目ですが、2「教育課程編成の基本方針」の(1)において、「我が国の社会、自然、文化などへの理解を深めさ

せ、日本人としてのアイデンティティを育くむ」とあることから、我が国や郷土の伝統音楽を扱っている教材のページ数を調査研究項目といたしました。

その結果が、次の 186 ページになります。

この中高一貫教育校としての調査結果と、「教科書調査研究資料（中学校）」の調査結果を併せて記載した採択資料が、資料No.3 の 100 ページになります。

「我が国や郷土の伝統音楽を扱っている教材」の具体的な教科書の事例でございますが、こちらは、舞台芸術の表現から音楽の特徴などを比較、整理する教材となっております、ページの上で歌舞伎が、下部で文楽が扱われております。

次に、調査研究資料の二つ目、「都立特別支援学校（中学部）調査研究資料」について御説明をさせていただきます。資料No.2 の 10 ページを御覧ください。

都立特別支援学校で使用する教科書は、中段の表の最上段の「校種」にございますとおり、「視覚障害」、「聴覚障害」、「肢体不自由・病弱」の各特別支援学校の教育部門ごとに採択いたしますので、各教科においてそれらの教育部門ごとに調査研究を行っております。

この中段の表は、教員部門ごとに行う調査の主な観点を一覧表にしたものでございまして、教科書の内容の取扱いや構成上の工夫について、それぞれの障害の状態等を踏まえた調査研究に関し記載しております。

なお、視覚障害特別支援学校におきましては、全盲の生徒と弱視の生徒と一緒に学習するため、基本的に点字教科書が出版される教科書を使用いたします。

このため、点字教科書が出版されない教科、種目の教科書のみ、調査研究を行っております。

資料No.2 の 96 ページを御覧ください。

内容の取扱いのうち、1の「障害のある生徒が興味、関心をもって取り組むことができる教材等について」は、障害の状態等に照らして、使いやすいと考えられる内容について記述をしております。

一方、その下の2の「障害への配慮を要する内容等について」でございますが、こちらは、障害に照らして、指導の際に、配慮や創意工夫が必要となると考えられる内容について記述をしております。

資料No.2「都立特別支援学校（中学部）調査研究資料」の101、「道徳」の「肢体不自由・病弱特別支援学校」のページを御覧ください。

上段は、先ほどの中高一貫教育校の調査研究資料と同様、第12回定例会で御報告いたしました「教科書調査研究資料（中学校）」の調査結果を記載しております。

中段の1の「肢体不自由・病弱のある生徒が興味・関心をもって取り組むことができる教材等について」では、「①学校生活などでイメージしやすい身近な教材を取り上げているもの」、「②肢体不自由や病弱の理解に関わる記述があるもの」の二つがございます。

発行者ごとの欄に記載されている数値は、それぞれの内容に該当する箇所数を示しております。また、その内容が特徴的に見られる箇所について、例として、文章を記述しております。

さらに、資料の下段とは、構成上の工夫について整理しておりますが、文字の大きさや振り仮名のほか、障害の状態に応じて学習しやすい構成となっている事項について記述しております。

同じページの2の「肢体不自由・病弱への配慮を要する内容等について」でございますが、こちらは、指導する際に、障害への配慮や創意工夫を要する内容等について記載しております。

例えば、肢体不自由や病弱の生徒の場合、手足の操作などを伴う作業やスポーツなどの活動のほか、外出等による人や物に触れる活動が教材に含まれていると、学習活動に困難をきたすことが想定されます。

また、聴覚障害の生徒の場合、電話のかけ方など、言葉や音を聞き取る活動が含まれる教材について、また、視覚障害の生徒の場合は、工具など物の操作を伴う活動が含まれる教材について、学習活動に困難を来すことが想定されます。

このような教材を使って指導する際には、様々な工夫や丁寧な説明が必要ですので、こうした事項について資料にまとめております。

資料No.4「都立特別支援学校（中学部）採択資料」の63ページ、「道徳」の肢体不自由・病弱特別支援学校のページを御覧ください。

こちらは、調査研究資料の中から、主に、障害がある生徒が興味・関心をもって取り組むことができる教材等についてと、障害への配慮を要する内容等についての部分を抽出したものでございます。

また、調査研究資料では、該当する箇所の数値を記載しておりますが、採択資料では、その数値を比較しやすいように、その多寡について、星印で表現をしております。

なお、先ほどの中高一貫教育校の採択資料の星印も同様ですが、この星印の表記は、教科書の優劣を評価、判断したものではなく、教科書を採択する上で参考資料の一つとするため、調査研究項目に該当する箇所数等の多寡という事実を、視覚的に示したものでございます。

それでは、それぞれ具体的な教材を御紹介させていただきます。

こちらの「道徳」の教科書では、義手や義足などを作る義肢、装具士を題材として取り上げており、肢体不自由の生徒が興味・関心をもって取り組むことができる内容となっております。

こちらの「道徳」の教科書では、風呂敷で包む活動がございます。腕や手指の運動制限がある生徒が、風呂敷を使って筆箱を包むことには困難が想定され、一人一人に対応した別の活動を準備するなどの配慮を要するため、こちらに記載をしております。

最後に、教科書採択資料について御説明いたします。

資料No.5「令和3年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」を御覧ください。

こちらは、来年度、都立の義務教育諸学校で使用する教科書について、文部科学省の検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の3種類に分け、実際に採択していただく際の参考となるよう、採択の案について一つにまとめたものでございます。

資料No.5の1ページを御覧ください。都立中学校等で使用する教科書につきましては、全教科・種目について、今年度新たに採択していただく必要があります。

先ほど御説明しました、資料No.3、「都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択資料」が、採択に当たっての参考資料になります。

資料No.5の2ページを御覧ください。都立特別支援学校の中学部で使用する教科書につきましては、中学校等と同様、全教科書・種目について、今年度新たに採択していただく必要がございます。

先ほど御紹介させていただきました資料No.4「都立特別支援学校（中学部）採択資料」が、採択に当たっての参考資料になります。

このページの「なお」以降にありますとおり、視覚障害特別支援学校においては、全盲生徒と弱視の生徒と一緒に学習するため、点字教科書が出版される教科・種目につきましては、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択の案といたします。

次に、都立特別支援学校（小学部）の教科書について御説明いたします。資料№.5の3ページを御覧ください。

都立特別支援学校（小学部）で使用する教科書につきましては、昨年度、全教科・種目について新たに採択を行っていただきました。

冒頭に申し上げましたとおり、義務教育諸学校の教科書は、教科書の無償措置法第14条及び同法施行令第15条により、通常は4年間、同一の教科書を採択することになっております。

このため、今回は、昨年度に採択したものと同一教科書を採択していただくこととなります。

この4ページは、昨年度に採択した都立特別支援学校（小学部）の教科書を一覧にしたものでありまして、こちらが採択案となります。

続いて、5ページを御覧ください。都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する、文部科学省著作教科書についてでございます。

文部科学省著作教科書とは、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、教育部門に依拠して、文部科学省が著作、編集した教科書のことであります。

ここでは、その全てにつきまして、障害種別、小・中学部別に採択案として一覧にお示しをしております。

次の6ページからが、視覚障害者用点字版の文部科学省著作教科書の一覧です。

10ページが、聴覚障害者用の文部科学省著作教科書の一覧です。

11ページが、知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧になります。

13ページを御覧ください。都立特別支援学校（小学部・中学部）において、教科書として使用する一般図書についてでございます。

視覚障害のある児童・生徒のために作成された文部科学省検定済教科書を原典とする、点字版の一般図書を14ページに、拡大版の一般図書を15ページから21ページまでにお示しをしております。

これらは、昨年度中に、文部科学省から通知のあったものを参照しております。

なお、採択期限後に、検定済教科書を原典とする点字版や拡大版の一般図書が新たに発行された場合は、当該図書について追加で採択していく必要があります。

最後に、22 ページをお開きください。ここから最終の 46 ページまでが、知的障害特別支援学校並びに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校における、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧でございます。

こちらは、第 11 回の定例会において御報告いたしました、一般図書の調査研究資料の冊子に掲載されている図書を一覧にしたものでございます。

これらの一覧を、来年度、特別支援学校（小学部・中学部）で使用する一般図書の採択案とするものでございます。

最後に、冒頭に御説明いたしました報告資料 1 にお戻りいただきまして、2 ページの下の 3 「資料の取扱い」を御覧ください。

本日御説明いたしました資料等を十分に御活用いただきまして、今後、都教育委員会の責任と権限において、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書について、採択を行っていただきます。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの調査研究資料、採択資料等に関する説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願い申し上げます。

よろしゅうございますか。

それでは、特に御意見等がございませんようでしたら、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 7 月 27 日（月）午前 10 時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、7 月の第 4 木曜日の 23 日及び翌 24 日

が休日に当たっておりますことから、翌週の7月27日月曜日、午前10時から、教育委員会室にて開催したいと存じます。

【教育長】 ありがとうございます。ただいま御説明のとおり次回の教育委員会につきましては、7月27日（月）10時からということでございます。この日に開催いたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、日程につきましてはそのように扱わせていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

【宮崎委員】 教科書の選定については、粛々と行っていくということですが、オンライン教育が今、こういう時期で、好むと好まざるとにかかわらず、進めていかなければいけないときに、そこで使える教材をどうするかというのは、教科書の選定の評価とはまた違う角度の判断が必要なきともあると思います。

ですので、これから、夏休み等を利用してオンライン教育でどういうものを使っていくのかとか、どうつないでいくのかとか、そういう研究もしていただけるといいのではないかと考えております。

【指導部長】 今回のコロナ禍で、オンライン学習が進んでいて、第2波、第3波がいつ来るかということもありますが、学校の授業において、ICTを活用することが非常に効果的であると分かってきておりますので、そこで、どういう教材、教具を使うと、更に有効かということについては、宿題として検討してまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これから、非公開の審議に入ります。

（午前10時45分）